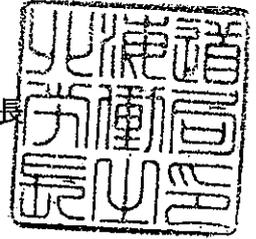




建設工事発注機関各位

厚生労働省北海道労働局長



建設工事着工期労働災害防止運動の実施について

建設業における労働災害の防止については、日頃から格別の御支援と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、建設業における平成 30 年の労働災害の発生状況は、平成 31 年 2 月末現在の速報値でみると死傷者数が前年同期に比べ 75 人 (8.6%) 増の 951 人となっており、死亡者数は、前年同期に比べ 5 人 (21.7%) 減の 18 人となっています。また、「事故の型別」をみると死亡災害については「墜落・転落」が最も多く 7 人、「崩壊・倒壊」及び「交通事故 (道路)」が 3 人、「飛来・落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」が 2 人、「激突され」が 1 人となっています。

一方、平成 31 年の労働災害の発生状況は 2 月末現在で、死傷者数が 93 人と前年同期に比べ 3 人増加し、死亡者数は 5 人と前年同期に比べ 4 人増加しています。

全産業に占める建設業の死亡災害の割合は前年と同様に 3 割に達し、ひとたび災害が発生すると重篤な結果に結びつきやすい傾向にあります。

また、例年、建設工事の着工期にあたる 4 月から 6 月にかけて、死亡災害が増加する傾向にあることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が必要です。

このような状況の下、建設工事現場が動き出す「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底等を重点事項として、この時期に「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開することとし、特に、5 月 25 日から 5 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることといたしました。

つきましては、同運動の趣旨を御理解いただき、特に下記の事項について工事施工事業者への周知に積極的な取組をお願いいたします。

記

1. 「建設工事着工期労働災害防止運動」について、リーフレット等の配布、掲示等による工事施工事業者への周知



- 2 運動期間中、特に、工事開始時期及びその後一定期間ごと並びに「建設安全週間」における店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等の集中的な実施
 - 3 「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付、安全大会の実施などによる作業者の安全意識の向上
- リーフレット等は、北海道労働局ホームページに掲載します。
ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について

(担当) 労働基準部安全課 主任安全専門官
(電話 011-709-2311 内線 3551)

「建設工事着工期労働災害防止運動」実施要綱
(運動期間 平成31年4月1日～6月30日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における平成30年の労働災害発生状況は、平成31年2月末現在の速報値をみると死傷者数が前年同期に比べ75人(8.6%)増の951人、死亡者数は、前年同期に比べ5人(21.7%)減の18人となっています。また、「事故の型別」をみると死亡災害については「墜落、転落」が最も多く7人、「崩壊・倒壊」及び「交通事故(道路)」が3人、「飛来・落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」が2人、「激突され」が1人となっています。

一方、平成31年の労働災害の発生状況は、2月末現在で、死傷者数が93人と前年同期に比べ3人増加し、死亡者数は5人と前年同期に比べ4人増加しています。

平成30年の全産業に占める建設業の死亡災害の割合は前年と同様に3割に達し、ひとたび災害が発生すると重篤な結果に結びつきやすい傾向にあります。

また、例年、建設工事の着工期にあたる4月から6月にかけて、死亡災害が増加する傾向にあることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が必要です。

このような状況の下、建設工事現場が動き出す「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底等を重点事項として、この時期に「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開することとしました。

特に、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

1 運動期間

平成31年4月1日～6月30日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署(支署)

3 協賛者

建設工事発注者連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北海道支部、一般社団法人プレハブ建築協会北海道支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

4 実施者

建設業関係各事業場（工事現場）

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 建設工事発注者連絡協議会を開催し、各発注機関に対し協力を依頼する。
- (2) 「建設工事着工期労働災害防止運動」リーフレットの配布による周知・広報を行う。
- (3) 「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの作成・配布による運動の促進を図る。
- (4) 地域の事業者団体等が主催する労働災害防止大会等に協力する。
- (5) その他実施者の実施事項について指導援助する。
- (6) 「建設安全週間」の行事として、総合工事業の元請企業の経営首脳者を対象としてトップセミナーを開催する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による集中的な監督指導、個別指導、集団指導を実施する。

6 実施者（建設業関係各事業場（工事現場））の実施事項

(1) 共通事項

- ア 経営首脳者による安全パトロールを実施する。
- イ 元方事業者による統括安全衛生管理を徹底する。
- ウ 現場における元方事業者による以下の統括安全衛生管理の徹底を図る。
 - (ア) 協議組織の設置・運営及び関係請負人の参加
 - (イ) 作業間の連絡・調整の確実な実施
 - (ウ) 作業場所の巡視の確実な実施
 - (エ) 関係請負人が行う安全衛生教育の指導・援助及び新規入場者教育のための資料等の提供
 - (オ) 工程計画及び機械・設備の配置計画の作成及び協力会社が作成する作業計画への指導
- エ 関係請負人の職長による安全衛生管理活動の促進を図る。
- オ 運動期間中、特に、工事開始時期及びその後一定期間ごと並びに「建設安全週間」に、店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等を集中的に実施する。
- カ 「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付、安全大会の実施などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)

- ア 墜落・転落災害防止対策
 - (ア) 開口部の養生、危険箇所の表示

- (イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- (ウ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- (エ) 作業主任者の選任、職務の励行
- (オ) 防網の設置、安全带取付設備の設置
- (カ) はしご等の使用時における安全ブロック等を使用した墜落防止措置の徹底
- (キ) フルハーネス型墜落制止用器具の導入促進

イ 重機災害防止対策

- (ア) 車両系建設機械
 - a 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - b 立入禁止区域の明確化
 - c 誘導者の配置による転落・接触防止
 - d b及びcに加え、自動警報機能や自動停止機能を利用した有効な立入禁止措置の導入
 - e 主たる用途以外の使用制限
 - f 特定自主検査を含む定期自主検査の実施
- (イ) 移動式クレーン
 - a 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用
 - f 性能検査・定期自主検査の実施

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - a 第三者車両に対する注意喚起標識を工事個所との間に十分な距離を確保するとともに複数箇所への設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c 作業員及び交通誘導者の安全確保に十分なバリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止

建設工事着工期労働災害防止運動実施要綱 (抜粋)

(運動期間 平成31年4月1日～6月30日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における平成30年の労働災害の発生状況は、平成31年2月末現在の速報値をみると死者数が前年同期に比べ75人(8.6%)増の951人、死亡者数は、前年同期に比べ5人(21.7%)減の18人となっています。また、「事故の型別」をみると死亡災害については、「墜落、転落」が最も多く7人、「崩壊・倒壊」及び「交通事故(道路)」が3人、「飛来、落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」が2人「激突され」が1人となっています。

一方、平成31年の労働災害の発生状況は、同年2月末現在で死者数が93人と前年同期に比べ3人増加し、さらに死亡者数は5人と前年同期に比べ4人増加しています。

平成30年の全産業に占める建設業の死亡災害の割合は前年と同様に3割に達し、ひとたび災害が発生すると重篤な結果に結びつきやすい傾向にあります。

また、例年建設工事の着工期にあたる4月から6月にかけて、死亡災害を含め労働災害が増加する傾向にあることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が必要です。

このような状況の下、建設工事現場が動き出す「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期をスローガンに、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底等を重点事項として、この時期に「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開することとしました。

特に、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

1 運動期間：平成31年4月1日～6月30日

2 主催者：厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署(支署)

3 協賛者：建設工事発注者連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工業業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北海道支部、一般社団法人プレハブ建築協会北海道支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

4 実施者：建設業関係各事業場(工事現場)

○実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

(1) 共通事項

ア 経営首脳者による安全パトロールを実施する。
イ 元方事業者による統括安全衛生管理を徹底する。
ウ 現場における元方事業者による以下の統括安全衛生管理の徹底を図る。

(ア) 協議組織の設置・運営及び関係請負人の参加
(イ) 作業間の連絡・調整の確実な実施
(ロ) 作業場所の巡視の確実な実施
(ハ) 関係請負人が行う安全衛生教育の指導・援助及び新規入場者教育のための資料等の提供

(ニ) 工程計画及び機械・設備の配置計画の作成及び協力会社が作成する作業計画への指導

エ 関係請負人の職長による安全衛生管理活動の促進を図る。

オ 運動期間中、特に、工事開始時期その後一定期間ごと並びに「建設安全週間」に、店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等を集中的に実施する。

カ 「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付、安全大会の実施などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)

ア 墜落、転落災害防止対策

(ア) 開口部の養生、危険箇所の表示
(イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
(ロ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
(ハ) 作業主任者の選任、職務の励行
(ニ) 防網の設置、墜落制止用器具取付設備の設置
(ホ) はしご等の使用時における安全ブロック等を使用した墜落防止措置の徹底
(ヘ) フルハーネス型墜落制止用器具の導入促進

イ 重機災害防止対策

(ア) 車両系建設機械
a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路作業方法)
b 立入禁止区域の明確化
c 誘導者の配置による転落・接触防止
d b及びcに加え、自動警報機能や自動停止機能を利用した有効な立入禁止措置の導入
e 主たる用途以外の使用制限
f 特定自主検査を含む定期自主検査の実施

(イ) 移動式クレーン

a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
b 過負荷の制限
c アウトリガの最大張出
d 適正な玉掛用具の使用
e 安全装置の有効使用
f 性能検査・定期自主検査の実施

ウ 交通労働災害防止対策

(ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
(イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
a 第三者車両に対する注意喚起標識を工事箇所との間に十分な距離を確保するとともに複数箇所への設置
b 交通誘導者の配置
c 作業者及び交通誘導者の安全確保に十分なバリケードの設置
(ロ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
(ハ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
(ニ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
(ホ) 過労運転の防止

建設工事着工期労働災害防止運動

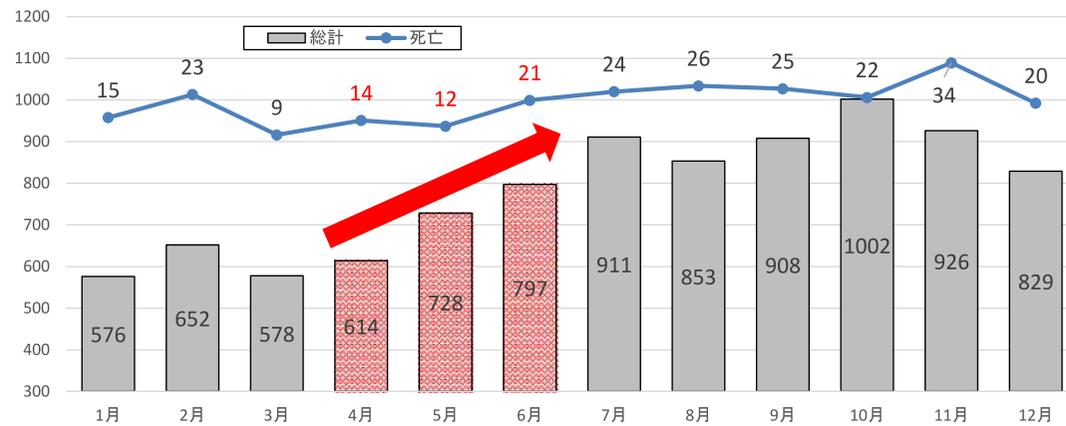
～工事「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期～



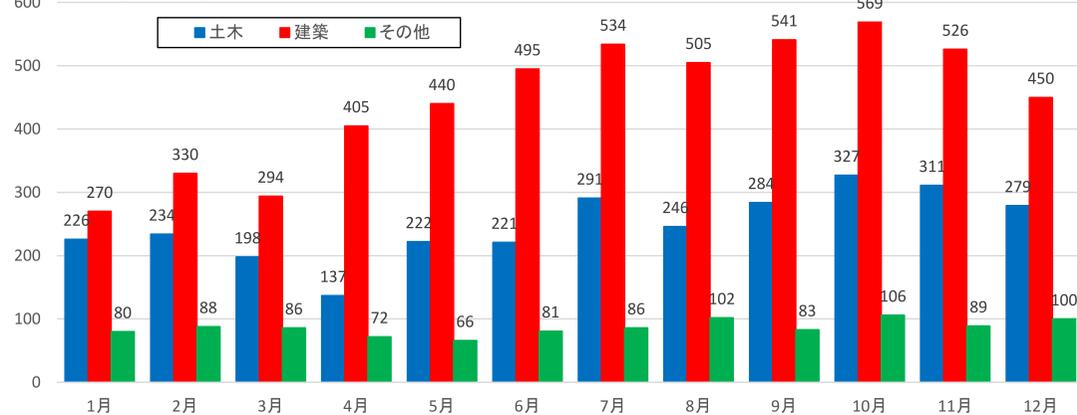
STOP! 労働災害

運動期間：平成31年4月1日～6月30日

◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成20年～平成29年)の各月計



◆ 業種別・月別



● 建設工事現場が動き出す4月～6月の「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期です。

● 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底等を重点事項としてこの時期に「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開することとしました。

● 特に、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の一層の促進を図ることとします。

「リーフレット」及び「実施要綱」全文は、北海道労働局のホームページ内のホーム>各種法令・制度・手続>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止についてに掲載しますので、活用してください。



建設工事着工期労働災害防止運動



運動期間：平成31年4月1日～6月30日

- **新規入場者教育**を実施していますか。
- **移動式クレーンや車両系建設機械等の作業計画**をリスク管理に基づき作成（変更）していますか。
- **職長・作業主任者**による適切な**作業指揮**が実施されていますか。
- **足場、はしご等**からの**墜落・転落災害防止措置**を行っていますか。
- **高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具**を使用していますか。
- **交通ヒヤリマップ**の作成や、**運転者の運転業務以外の業務の軽減**に配慮していますか。

建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。



北海道労働局・労働基準監督署(支署)

[工事事務所などに掲示しましょう]